

第三回國會 水産委員会 會議錄 第十号

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)
午後一時四十分開議

出席委員

委員長 西村 久之君

理事 富永格五郎君 理事 藤原繁太郎君
理事 外崎千代吉君

委員外の出席者

水産廳次長 藤田 巖君

農林事務官 久宗 高君

専門員 小安 正三君

石原 圓吉君

仲内 憲治君

加藤 靜雄君

小松 勇次君

鈴木 幸幸君

川村 善八郎君

平井 義一君

大森 玉木君

三好 竹勇君

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

水産協同組合法案(内閣提出第一五号)

てこれをあげたいと考えますが、御意見はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御意見がないようでありますから、その通りとはからいます。前会に引続きただちに質疑を行います。鈴木幸幸君。

○鈴木(善)委員 第八條に關連いたしまして、本法にありまところの組合に対する課税の点につきまして、その内容を承りたいと思います。

○藤田説明員 協同組合に対します課税関係の條文といたしましては、第八條以外には、水産協同組合法の制定に伴う水産協同組合法の整理等に関する法律案この税法関係の法律の中の第二十二條、法人税法の一部改正、第二十二條、地方税法の一部改正、この二つであるわけでありまして、法人税法の一部改正におきまして、新しくできま協同組合連合会等は、今度特別法人税がなくなりまして、一般の法人税をかけることになるのであります。一般の減税率の法人税を課せられる。一般の営利法人は百分の三十五でございまして、協同組合につきましては百分の二十五の法人税がかかる。それから地方税法につきましては、事業税といたしまして、一般営利法人は百分の七・五でございまして、組合関係は百分の五かけられる、こういうふうになつております。

○鈴木(善)委員 法人税の点であります。これは戦時中諸般の事情から特別法人税として、戦時中に限り課税を

するといふ特別な措置であつたわけでありまして、平時に返りました今日としましては、このような團体に對して、戦時中の特別法人税をこのまま継続するような建前で、さらに今回は法人税として恒久的にこの團体に對して課税をするといふふうになりました事情を承りたいと思ひます。

○藤田説明員 お話のように私もどうか、あるいは事業税といふものについて、協同組合を積極的に助長し、育成する建前から申しまして、免税の特典を與えられることについて極力折衝いたしたのであります。しかしながら、御承知のように最近の國家財政といふものが財源を得るのに非常に困難な点があるわけでありまして、そういうふうな点からいたしまして、いわば原始産業部門については、從來それを特別の扱いをしてもらつておりました。部面についても、この方面がいろいろと課税の對象に上つて來ておるわけでありまして、そういうふうな観点からいたしまして、免税の特典を得ることについては、なか／＼話合ひがつかないものであります。かた／＼農業協同組合等にすでに前例が設けられてございまして、農業協同組合自体にすでにその先例がございまして、通減税率をかけるというふうな規定もあるわけでありまして、これ以上の低い特典を漁業協同組合に主張するといふことについては、非常にむずかしい事情がありました関係上、農業協同組合と同じ

ような取扱ひに相なりましたことは、まことに遺憾に考へております。また事業税をかけることにつきましても、御承知の通り漁業方面についても、これは主たる米と同じような扱いをもつて、統制をしておる水産物、鮮魚については、取扱ひをしていただきたいといふことで、極力これも交渉をしたわけでありまして、御承知の通りこの前の國會において／＼と御意見が聞かれた結果、最後に至りましてやはりこの通減税率の百分の五がかけられる、しかしながらこれについては從來かかつておりましたところの漁業税その他については、相当いろいろ／＼種類の税率がかかつておりましたが、二重になつておりますやうな点について、極力これを整理するといふやうなことを前提といたしまして、これをわれわれ承認をいたしたやうな次第であります。

○鈴木(善)委員 次に第十一條の十一号に團體協約の締結の問題があるわけでありまして、この團體協約の内容に労働條件に関する協約を含むものといふやうに、その内容を廣げるお考えがあるかどうか。もし先般政府から御説明になつたやうに、この團體協約は海場、魚市場等の利用に關する協約であるといふやうに、狭く解釈なさるのであれば、今回の協同組合の組合員の中には相当多数の漁業労働者を含んでおります関係から、これら労働漁民の生活安定向上をはかり、分配の社會化を確保する建前から、別途漁業労働立法を立案提出なさる御意思があるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○藤田説明員 この團體協約の内容は第十一條に書いてございまして通り「組合員の經濟的地位の改善のために團體協約」といふやうに考へております。従つて分離解釈といたしましては、いやしくそれが組合員の經濟的地位の改善のためになることでありますれば、私どもが例で申し上げました以外のいろいろの問題も、これをできないといふわけではございせんけれども、しかしながら法律の協同組合のねらいといたしましては、第一條に書いてございまして「その經濟的社會的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、これが根本的なねらいでございまして、政治問題もこの協同組合で解決するといふことは、私どもとしては予想をいたしておらない問題であります。従つて労働の對立の問題、あるいは労働賃金における労働條件を解決するやうな問題を、われ／＼としてはこの協同組合の内部の問題として取上げるといふことは、実は考へておらないわけでありまして、われ／＼といたしましては、労働の對立による各種の協約の問題は、これはむしろ労働協約でやる。それについては、それがもし必要とするやうな事業部門でありますれば、相当労働間の對立といふものがはつきりしておるわけでありまして、従来員側はむしろ労働組合を締結

して、そうして労働法の定めるところによつて解決して行くのが適當であると考へておるのであります。従つてそういうような問題については、漁業部門について相當起つて来ることでありまして、われわれといたしましては、漁業労働者の問題については重要な関心を持つておる次第であります。この問題については、今後とも漁業労働に関する法規その他の制定につきましても、十分研究を加えて参ります。これは御承知の通り、所管が非常に複雑になつておりました、所管関係その他からなかくむずかしい点もございますけれども、われわれといたしましては漁業の特殊性に適合したところの、実情に合つたところの漁業労働法規がつくられるような方向に努力して行きたいというふうに思つています。

○鈴木(善)委員 この漁業の労働の問題は非常に大きな問題であるわけでありまして、今後のわが國の漁業及び漁村の民主化、漁民の生活の確保の上から見ましても、漁業の実態に即應するところの漁業労働立法を必要とする、現在労働企業法でありますとかその他の労働法規があるわけでありまして、これらの労働法規が漁業の特殊性に合わないために、ほとんど労働企業法等も守られていない。またある一面これを傾向から適用して参りますれば、漁業経営そのものも困難になるといふような不都合があるわけでありまして、ただいま藤田次長の御発言もありました、今後とも政府におかれましては、この漁業労働問題が今後の漁業及び漁村の民主化と労働漁民の生活安定のために、必要欠くべからざる点を留意せられまして、適切な立法措置を講ぜ

られんことを要望するのであります。次に第十八條であります。ここに業種別組合の組織が規定されておるのであります。私はこの業種別組合につきましても多大の疑義を持つておるものであります。と申しますのは、この政府が考へておられるような業種別組合が、はたして協同組合の本質を持つものであるかどうかということが第一点であります。協同組合は申すまでもなく、特定人格の結合体である、その特定人格の結合体と申しますのは、同一の地区に住居を有するといふその地域関係から来る点であります。協同組合が、向う三軒両隣りといふ地域の関係を基礎とする人的結合の上に立つ組織であるといひますれば、この業種別組合が市町村あるいは特別区を越えまして、非常に廣汎な地域にわたつて組織されるというところは、協同組合の要素を持たない、非協同組合的な組織である。こ

う私は考へるものであります。もう一つ協同組合の本質には、直接利用の団体であるといふことが協同組合のまた本質であります。しかるにこの業種別組合は業態が同じであるといふことから、非常に廣汎な地域を持つことになりまして、いさお組合の諸施設を利用するといふことよりも、むしろ資材の割当てを有利にしよとか、資金の獲得を有利にやろうとかいふような、施設そのものの利用よりも、そういう方向に行くわけでありまして、こう考へて参りました場合に、これは協同組合の本質を持つものにあらざりまして、かつてありました同業組合法によるところの各種の水産組合の性格を持つものである。協同組合の本質は具備せざるものである。こう断定してさしつかえ

ないと思ふのであります。これを協同組合の組織法の中に繰入れられた政府の御見解をまず承りたいと思ふのであります。

○藤田説明員 協同組合の本質については、大体私もたゞいま鈴木委員のお述べになりましたような根本の精神に基くものであると解釈をいたしております。つまり第一條に書いてございまして協同組合、これはつまり組織員がこの組織体の経営に参加をして、そしてまた組織員がこの組織体の事業から直接に便宜を得るような組織、そういうふうな概念と私も考へております。が、ただ水産加工業者は現在の事情から申しますと、非常に高度な加工部門から、零細な程度の低い加工部門、すべてを包含しておるわけでありまして、従つて御意見のように、大きな会社を経営しておりますような、またその加工部門が特に高度化されておるような部門につきましての問題といふことになりまして、協同組合という概念はちよつと當らないような場合が出て参ると思ふのであります。しかしながら水産加工業者は、零細な、つまり個人のものも非常にたくさんあるわけでありまして、そういうものの事業者も非常に多いわけでありまして、それらの個人たる加工業者がここに一つの協同体をつくりまして、これに参加をし、それによつてその営む事業あるいはまた資材関係もございましょう。あるいはまた組合員の技術の向上あるいは指導部門、教育、あるいは一般的情報の提供に対する施設、こういうような面につきまして、やはり協同組合の事業といたしまして、当然掲げられなければならぬような仕事を営むもの、

たくさんあるように私も考へております。つまり日本の水産加工業者といふものは、零細な個人のものもたくさんあるわけでありまして、従つて私もいたしましては、個人たる水産加工業者に対しては、やはり協同組合をつくることによつて、あるいは資金の便宜を得、あるいは資材のあつせんを得、あるいはまた技術の向上をお互いにかつて行くといふような考へ方は、当然成立立つと思つておるわけでありまして、そういうふうな意味合いから水産加工業者のうち、個人を対象としたしましての協同組合といふものは、概念としても成立つてはいかないか。またこれは当然助長して行かなければならぬのじやないかという考へ方から、この協同組合法の中にこれを取入れておるわけでありまして。

○鈴木(善)委員 次長の御説明の中には、多分に同業組合的な、技術の指導であるとか、あるいは研究であるとか、あるいはレポートの提供であるとか、連絡、協議であるとかいふような、同業組合でやるような仕事もあるわけでありまして、どうもこの協同組合の持つところの直接利用の団体であるといふこと、それから地域の上に立つところの特定人格の結合体であること。これらの協同組合の本質を非常にはずれた、非協同組合的なものであるといふことについて、十分なる納得が行かないのであります。そこで私といたしましては、この業態別の漁業協同組合等につきましては、組合の地域をできるだけ限定いたしまして、そうして地域的な関係におけるところの協同組合としての建前をくずさないようにすべきものであつて、全國的な

一つの業種別の定置の漁業協同組合とか、あるいはかつお、まぐろの漁業協同組合であるとかいふようなものは、協同組合とは申されない。むしろ適當な地域に制限いたしまして、全國的に結合する必要があるば連合会の組織を活用すべきものである。そういう観点からいたしまして、第十八條の二項の規定をどの程度に政府では考へておられるか、その点を承りたい。

○藤田説明員 お話のように、業種別の組合と地区組合との調整、調和と申します。お互いに対立し相克を來さないようにやつて参ることは、これまた必要であらうかと考へております。私どもといたしましては、法律の規定といたしましては、組合の地区的な町村または特別区、行政区の区域を越えるものであるといふふうな書き方になつておるのであります。實際の業種別の組合は、おそらく数箇町村あるいは縣を單位とするとか、あるいは一定の海を單位とするとか、こういうふうな形で出て来るであらうと考へるものであります。私どもといたしましては、あまり地区組合と大差のないような地区で業種別の組合ができるということについては、やはりいろいろの問題が起るかと考へております。従つてただいま申し上げましたような、もつと廣い地区によつて、それ、違つた目的によつて、お互いに足らざるところを補うような関係で、組合をつくつて行くといふふうな指導方針で進んで参りたいと思つております。

○鈴木(善)委員 地区組合との調整の観点から、そのような御配慮を持つておるといふ点は了承できるのであります。が、その方向へ進んで参りますと、

地域的な人的結合というものが非常に弱まつて来る。それはすでに協同組合の本質をはずれるものに相なるわけであり。組合を開くにしても、すぐメンバーが集まつて、そうして協同組合の民主的な運営をするというようなくともできなくなる。海区別あるいは縣地区、さらに大きく言えば全國的な一つの業態別の漁業協同組合等ができてきたれば、それですでに人的結合が破れたところの非協同組合的なものになるわけであり。その点を地域組合との相克摩擦の点との関連において、その地区を法律の上に都道府縣單位であるとか、あるいは海区の單位であるとかいふうちに、ある程度の限定をする必要がないかどうかという点について重ねて伺いたい。

○藤田説明員 法律の規定の上にこれを限定をいたすということになりますと、またこれはそれ／＼の地方で事情も異なることでありまして、非常にまたよくない場合も出て来ようかと考えます。従つて私もといたしましては、これをむしろ法律で限定しないであらう、ただいま申し上げましたような指導方針で、これをそれ／＼の地方の事情に應じてうまく解決をして行くという余裕も存した方がよいのじやないか、そういうふうな考えであります。

○鈴木(善)委員 次に第十九條「出資一口の金額は、均一でなければならぬ」ということをうたつてあります。一口の金額はどの程度に政府としては考へておられるのか。さらに組合員は、出資組合にありましては、必ず出資一口以上を持たなければならぬという規定もあることと関連いたしまして、出資一口の金額が非常に高額で

あれば、組合員の資格を有する者も、現実には組合に加入できないということにも相なるわけでありまして、その金額いかにによりましては、多数の資格者を組合から締め出すという危険もここにあり得るわけであり。また一面出資金額があまりに少額でありますれば、今日の貨幣価値の低い段階におきまして、きわめて経済的に力の弱い組合しかできないという関係もあるわけであり。政府としては、この出資金一口の金額をどの程度に考へておられるか、その点を承りたい。

○藤田説明員 この一口の金額は、法律上は別段制限はないのでありまして、定款で任意に定めてよいということになつておるのであります。これは私どもといたしましては、大体どのくらいを標準とすべきかという点について、現在なお研究中でありまして、まだ結論は出ておらないのであります。大体農業の例で考えますと、農業では大体一口の金額は百円というふうな規定をいたしておるようになつております。模範定款にさうなつておるようになつておる。実情を申し上げますと、百円ではむしろ非常に少い。さういふことでは最近のこの諸物價の關係からいたしまして、何の仕事もできないというふうなことからいたしまして、ある程度これを三百円くらいに上げたかどうかというふうな意見も、地方地方の農業協同組合では起つておるようなことを聞いておるわけであり。これは出資金口数については格別制限がないのでありまして、きめ方はできるだけ低くきめておいて、持ちたい人はできるだけたくさん持たせる。口数には制限がないのですから、幾らで

もたくさん持たせるというふうな方針も考へられようかと思ひます。しかしながらあまりわずかですると、一口持つておれば当然その組合員になれるのだというふうになつて、困るという事情も生ずると思ひます。これはなお私どもとしては考へていたしたいと思ひますが、私個人で今考へている氣持を申し上げると、最高五百円、最低百円くらいの見当できめたらどうだろうか。これはもちろん私個人の意見でございます。これはなお研究をいたしましてから、模範定款をつくるような場合には、一應の私どもの標準とするところを明らかにしてみたいというふうな思つております。

○鈴木(善)委員 總会の成立の定足数についての規定がないようでありまして、これは協同組合をできるだけ組合員の總意に基いて民主的にこれを運営するといふ建前から言ひまして、また一部の少数の意見によつて組合が運営されたいことを十分に保障する上から、成立の定足数を規定する必要があると思ひますが、この点に対する御意見は何かでありますか。

○藤田説明員 これは特別決議は法律で明記してあるものでありますが、一般決議につきましては法律で明記はいたしておりません。従來の漁業法に於いても、水産業團體法に於いても同様でありまして、ただ定款で定めさせていただきます。定款で大体過半数以上が出席をした場合といふふうな定足数が定めてあるものであります。しかしながらこれも實際問題といたしますと、過半数の出席を得るといふことが相當困難な場合もあるものであります。この点を過半数の定足数は必要とするといつたしまし

て、しかしながら定足数に充たない場合にはもう一度總會を開き直して、その場合は出席者によつてきめて行くといふふうな二段構えの規定を從來も置いておりましたし、置いているような先例もあるわけであり。大体私どもの現在の考へ方からいいますと、やはりさういふふうな規定にしたらどうだろうかといふふうな思つております。しかしこれにはまた反対意見もあるものであります。この点も十分研究いたしまして模範定款をつくりたい。

○鈴木(善)委員 次に第五十五條の四項であります。第十一條第一項第十号の「水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」は、漁業者の知識を向上せしめ、漁村の文化の向上発展をはかりますと同時に、水産業に関する技術向上等の面から言つても非常に重大な点であるわけであり。この「費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ」といふことに相なつております。これは、剰余金の繰越しの率が非常に低い。この事業の施設の重要性を考へますときに、もつと率を上げていくべきではないかと考へるのでありますが、この点に對する御所見を伺いたいと思ひます。

○藤田説明員 これは少くとも二十分の一は繰越さなければならぬという規定でありまして、それ以上積み立てることについては、もちろん支障はないわけであり。ただ準備金その他の積立金等いろいろのものがあつたわけでありまして、また利益配當の關係もあるわけであり。法律といたしまし

ましては、最低限度を規定して、あとはわれ／＼としてできるだけ、組合の事情の許す限り積み立てて行くといふふうな指導をして参る程度がよろしかろうかと、かように考へております。

○鈴木(善)委員 最後に水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案の中で、第十三條第五項の資産處理委員會の委員の選任の問題であります。この處理委員會の委員には、旧水産業系統團體の現在の役員及び金融業者の委員として選任されることを、法的に明確に排除することが公正なる資産處理を期するゆゑんであると考へるのであります。政府はこの漁業会の役員、金融機關の代表者の選任を法的に排除する措置を講ぜられ、御意思があるかどうかを伺いたい。

○藤田説明員 この資産處理委員會は、從來の團體の役員をむしろ外にありまして、資産處理を決定する。さうして六項に書いてございますように、水産業團體の理事または清算人は、水産業團體の財産の処分については資産處理委員會の意見を聞いてこれに従わなければならぬ。さういふふうな建前になつておるわけであり。従つてわれ／＼の考へ方といたしましては、やはり理事とは別な人がその資産處理の内容を検討することが望ましいと考へております。しかしながら理事と資産處理委員との兼任を禁止する規定は法律にはございせん。

○鈴木(善)委員 中共水産業会の閉鎖機關指定等におきますると同様、これはやはりたゞの御説明の趣旨をあくまで徹底させる意味から、漁業会、水産業会の理事以外のものが、と

らわれない立場から、資産処理の正しい方針を決定するという建前で、明確に排除規定を設けたらどうかと考えるのでありますが、政府の御趣意を法的に明文化する御意思があるかどうかという点を、重ねてお伺いしたいと思ひます。

○藤田説明員 これについては、大休農業協同組合と同じような法律の規定を設けたにとどまつておるわけでありまして、私どもとしては先ほど申し上げましたような方針を徹底いたしまして、指導をして参るようになしたと考へておる次第であります。

○富永委員 二十二日、二十四日の公述人の熱心な陳述を承りまして、全員の述べられた意見の中で、大休私どもが非常に痛感いたしました問題は、法案の根本の趣旨は大休二点あげられてあると思ふ。それが相当混迷を與へておるのではないかと考へられる点がある。それです、それをお伺いしておきたいと思ひます。

大休私どもこの法案を通覧いたしますと、大づかみに漁業の民主化と水産業の生産力の増進、この二つが大きなねらいであると考えられるのでありますが、はたしてしかりとすれば、漁業の民主化と水産業の生産力の増進といふこれを重しとして考へておるか。言葉をかえて言えば、二者いずれに優位を認めるのか。常識的に申せば、おそらく両方とも並行的に考へる、あるいはこゝろ御答弁があるかもしれませんが、その点が逐條的に通覧いたしました場合に非常に大きく浮び上つて來ると思ふのであります。論者によつては民主化に重点を置かれて協同組合を弱体化するような、事業方面ではあま

り大した期待はできないと論ずる方もあれば、そういう方面よりもむしろ民主化に重点を置かれておることを賛成しておる公述人もあるというふうに考へられるわけでありまして、これはたゞ常識的に二者いずれも同様だといふ答弁ならば承らなくてもいいのですが、しいてその優位を求めればいずれに重点があるかという点を率直にはつきりお伺いしておきたい。

なお関連いたしますから一緒にお尋ねいたしますが、ただいまお尋ねした二者いずれに重点を置くとしても、本法は立法技術の面において、通覧して大した難点がないといひました。また、わが國の水産業生産力増強のためには、このやうな程度の内容と形式を持つ法律で、最も適當なものであるという確信と、検討を十分遂げられての立法であつたかどうか。また立法にあつては最善の用意がなされたかどうか、この二点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○藤田説明員 民主化と生産力の増進というこの二大原則のいずれを重しとするかということでありまして、これは協同組合法におきましても、漁業法の改正におきましても、大きな根本問題であると考えております。ただいまお話のございましたように、私はこの両方はやはりどちらとも切り離せないといふふうに考へております。どちらに重きを置くか、こゝろやうなことを考へて分折して考へて参りますと、私の考へといひましては、やはり生産力の増進といふことも漁村民主化の基礎に立つて、これが完全に伸びて行くといひ考へておるのであります。従つてやはり漁村民主化といふ問題は、

その基調をなすといふやうに考へます。しかしながら民主化に走るのあまり、非常に過激な方向に走りまして、生産力を極度に落す、減少するといふやうな問題は、これはとるべき方策ではない。従つてこれは両方お互いに尊重して行かなければならぬのであります。極度に生産力を落さないといふことを十分考へながら、極端でないやうに十分考へながら、漁村民主化の方向へ漸進的に持つて参りますといふことが、方向としてはやはり正しい。そのやうな方向を持つて行くことによつて、初めて生産力増強の基盤がつかはれると私は考へます。

○富永委員 おそろくさういふやうに御答弁になるのではないかと予想せられた通りの御答弁であつたのです。しかしながら生産組合の問題にいたしましても、やはり民主化に特に重点を置かれたために、生産増強のためにはかなり難点があるのではないかと考へられる点が多いのですけれども、今の過渡期の日本としては、一應この法案でわれ／＼は賛成したい。かやうに考へております。しかし近き將來におきましては、やはり一緒にこれを取上げて行かなければならぬといふ観点から、弱まつておる点にさらに慎重な御検討をお願いしたいと考へて私の質問を終ります。

○藤田説明員 もう一点、この法案の立法にあたりましてわれ／＼は最善を盡したかどうかが、また最善の準備がなされておるかどうかが、この点のお尋ねがあつたのであります。私どもといひましたも、漁業協同組合がかくあるべしといふ理想を持つておるわけでありまして、これを現実には法案化したし

ます場合には、ただちにその理想に移り得ないやうな問題もあるわけでありまして、従つてあくまでも理想を失わない方向には進まなければならぬと思ふのであります。現実問題の処理をいたしましては、各方面の意向も参酌いたしまして成文化しておる次第であります。なおその点につきましては、今後各関係方面の、また漁村、漁民の意向をも十分しんじやくし、また協同組合設立後の状況をしんじやくいたしまして、もし不備な点がございしますならば、これは漸次改善するといふ方向を持つて行きたいと思つております。

○川村委員 端的にお伺いいたしますが、第十一條の員外利用であります。今度の法案から見ますと任意加入でありまして、入つてもよいし、入らなくてもよいのであるが、會員外の者でも施設等は、無理な條件をつけて利用せしめないうにできないのだ。言いかえれば利用されるのだ。しかもその利用分量は會員と同等以上はできないけれども同等には利用できるのだ。かやうになつておるやうであります。しからば入らなくともよいといふことになつて利用ができるのであれば、おそろく法に束縛されてきやうくつな思ひをしなくてもよいことになるから、かえつて協同組合に入らないで、組合の施設を利用しておつた方がよいといふことになるのであります。法的に見ますと、さうなつておりますが、これに對して何かそこに定款で定めることができるかどうかといふことを一点お伺ひたいと思ひます。

○藤田説明員 この員外利用の範圍につきましては、農業よりもその範圍を

拡げておりますけれども、しかしながら組合員の利用と員外の者の利用につきましては、おのづからこれは差別があるべきであります。従つて定款の定めるところによりまして、組合員利用を主体といたしまして、それに支障のない限りにおいて員外の利用を認めるといふやうな建前は當然でありますから、必要な制限規定は定款によつてこれを定めることができるというやうに考へております。

○川村委員 次に今度の協同組合法案が通過いたしますと、そのあかつきには当然現在の團體が解散するようになると思ひます。そこで漁業会の所有する漁業権の問題であります。この整理等に関する法律案では、解散した後あるいは八箇月後になりますと、市町村の漁業調整委員会が大体管理することになつておりますが、まだ漁業法が次の國會でなければ提案されないと、この協同組合法が通過いたしました。今度も、おそろく漁業法が制定されるまでは、その間の空白時代ができるのではないかと考へます。その間のいわけ管理をどういふやうな機關において、どういふ方法で管理せしめるか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○藤田説明員 その問題は当初考へておりました市町村漁業調整委員會の管理は、漁業法から切り離して上程されます関係上削除をいたしております。但書以下は今度の提案いたしました法律案には載つておりません。でありますからこの場合において以下は削除いたして提案したものであります。従つてその関係はどうなるかと申します

と、これは従来の理事その他役員が、総会の決議に基いて、この漁業権の管理その他の仕事を行う、こういうふうな考えでおります。大体これは別に漁業権等臨時措置法も施行されることでありますから、おのずからそれを処分することも禁止されております。従つて総会の決議に基いて、従来の役員がそれを管理し、その他の行為をいたしなくても、これは弊害は少からうというふうな事柄からいたしまして、この場合において以下の当初考えておりました字句は削除することになつております。

○川村委員 私の間かんとするところは、それ以外にもう一点あるのでございます。というのは漁業法が制定されましたから二箇年、この協同組合法案が八箇月、こうなつております。あるいは準備の整つたところでありますならば、三箇月であるいは新協同組合法による團體に移行するかもしれせん。その場合に現在の役員が全部やはり自然解消になるのであります。そうしますと一体どういふ機關が管理をするか、管理の方法等はどうかというふうになつてゐるか、こういうことも承りたのであります。

○藤田説明員 新しい協同組合ができましても、その当然の効果として漁業法が解散するわけではございません。漁業法は別途に解散の措置をしなればならぬ。しかしながら八箇月経過をいたしました場合は、当然これは解散になるわけでありまして、また八箇月以前におきましても、必要があると認めましたときは、いつでも行政廳が解散を命ずることができ、一つの地区に協同組合が三月でできてしまつて、漁

業会とは存立の意義がない。両方が同じような仕事をしており、どうも摩擦が生ずるという場合は、従来の水産業團體を八箇月経過しないでも、必要があると認めれば解散を命ずることができ、これは解散を命ずるものは、漁業権制度の改正を行うまでは、補償その他がありますから整理をすることはできないわけでありまして、その間はその有する漁業権、もしくはこれを使用する権利、あるいは入漁権の管理以外の仕事はその漁業会ではできない。ただ管理だけした形で、漁業権制度の整理のつくだその漁業会が残つて行くということになるわけでありまして、ただ仕事としては漁業権、これを使用する権利、または入漁権の管理の仕事しかできない、その管理の方法は、総会の決議に基いて従来の理事が行つて行くというふうなかつこうになつております。

○川村委員 次に伺ひたいのは、漁業法の財産の分配であります。もちろんこれには特別の總會を開いて、そして処理委員会が、これを処理するというところに相なるのであります。この処理委員会が処理する場合におきまして、いかなる決定をして処理をいたしたとしても、これはあくまで法律で押えることができないようになつておるか、あるいは水産廳當局がこれに対してある程度までの、何らかの指示をして処理せしめる方法をとるか、このことについて伺ひたいと思ひます。

○藤田説明員 この処理委員会が決議をいたしました方法については、水産業團體の理事または清算人は、その意見

を聴き、これに従ふなければならぬ。但し、資産処理委員会の意見が總會の議決に反する場合はこの限りでない。こういうふうなことになるのであります。処理委員会の意見を尊重しなければならぬわけでありまして、ただその処理委員会の意見通り自由処理が進められるかということでありまして、これは認可を受けなければならぬ。行政廳の認可を受けて、その財産の分割その他の譲渡、また債務引渡しの仕事をやる、こういうことになりまして、

○川村委員 最後にお伺ひいたしますことは、漁業権等の臨時措置に関することでありまして、同法案によりますと、ほとんど漁業権というものを釘づけにするもののように思ひます。しかしながら漁業というものは一年一年に相当の変化があるのであります。例を北海道にとりますと、一昨年まではしんが太漁であつたけれども、昨年から漸次減少いたしまして、本年のごときはまづたぐの凶漁であつたのであります。従つて凶漁地帯はやはり有望なる漁業があれば轉換をしなければならぬというところになるのであります。もしもこの臨時措置法によつて長い間押えられ、ということになりますと、先ほど申し上げましたような例によつて轉換をする、あるいは有望な漁業に進出するという場合においては、かえつて漁業の發展を阻害するということにも相なります。一方凶漁の漁民を救済することもできない。言いかえするならば、増産をはばむものではないか、かように考えます。措置令を出す以上は、おそらくこの点について相当の自信もありになると

思ひますが、率直な意見を拜聴して、さらに私の質問を試みたいと思ひます。

○藤田説明員 まことにごつともな御意見だと考へております。しかしながら御承知の通り、漁業法はすでにこれを公表をいたしておるわけでありまして、私どももいたしましては、將來の漁業権の帰属、あるいはその他の問題をめぐつて、いろいろと現状を不当に変更するやうな場合も予想されるのであります。ことに免許につきましても今は補償をしなければならぬというふうな建前になつております関係上、われわれといたしましては、臨時措置として新しい漁業法が実施されるまでの間は、漁業権等に関しては現状を不当に変更せざないというふうな考え方をつたのであります。これが非常に長い期間をいうふうになりますと、いろいろと御指摘のような問題もあらうかと考へております。しかしながら私どももいたしましては、漁業法の改正法案も来るべき次の國會には提案をいたしたいというふうにも考へておるわけでありまして、これは非常にやうくつてはありますけれども、やはりやります以上はいろいろの特別の例外規定を置くことになりまして、かえつてまた間隙が生ずる、またそれに乘ずるところの問題が出て来るというふうなことでもありまして、これはやむを得ざる措置だと考へております。従つてわれわれとしてはこれに例外的な措置を追加するということは考慮をいたしておりません。しかしながらこういう新しい漁業法案の制定実施はできるだけすみやかにやつて行きた

いと考へております。

○川村委員 もちろん不当の免許あるいは許可は当然行ふべきではないのでありますけれども、この協同組合法案に至りましても、大体終戦後三年の年月を経て今日提案の運びとなつたのであります。昨日の公聴会では全面的にこれを撤回すべきである。出発のし直しをすべしというやうな極端な意見もあつたことは御承知の通りであります。いかに漁業法を公表してゐるにいたしましても、おそらくその漁業法についても公聴会を開いて意見を伺ひましたならば、相當な意見が出ると思ひ考へております。従つてあの法案で、あしも第四回通常國會に提案できれば幸ひであります。他からいろいろ意見が出て、さらになた方の方で立案のし直しとか、あるいは某方面からの指示とか、あるいは内部的にいろいろ連絡がとれないというやうなことで延びはしないかということも私は憂慮するのであります。従つて釘づけにするということは必ずしも悪いことではないが、長引けば必ずこれは増産をはばむことになることは明らかであります。でありますから、もしもそうした漁業法案が長く提案ができないということになりましたならば、やはり農林大臣の場合によつては免許あるいは許可をするというやうな特例を設けることも必要ではないかと思ひます。で、一言さし加えて私の質問を終ることにいたします。

○小松委員 逐次、数項にわたつてお尋ねしたいと思ひます。

第四條の條文の中に「直接の奉仕をする」という文字がございます。この字句について私はお尋ねしたいのであ

ります。およそ奉仕には直接奉仕することと、間接奉仕することとがあるべきだと思つてあります。いや間接に奉仕することが、直接に奉仕することより以上に組合の経済的、社会的地位の向上に役立つことがあると思つてあります。しかるに、ここに直接の奉仕だけに局限いたしました理由はどういうわけであるか。また直接奉仕とはいかなる行為を指すのであるか。これを第一にお伺いしたい。

○藤田説明員 これは第四條によりまして、株式会社と協同組合というものが本質的に異なるものであるということとを明らかにしておるのであります。つまり株式会社にいたしても、もちろんその株主のために会社は奉仕をしておるわけでありすが、しかしながら奉仕のやり方として、たとえば利益の配当をする、会社が大きいにもうけて、その利益を配当するということによつても、それは奉仕ということが考へられるわけでありすが、しかしながら、協同組合というものはさうなものでない。協同組合というものは、その組合員に対して、直接組合の行う事業によつて組合員の利益をはかつて行く。その行う事業を通じて、その行う事業によつて、直接組合員の利益をはかつて行く。これがつまり会社と協同組合との相違であります。そのことを明らかにしたわけでありすが、農業協同組合では、このところが、組合はその行う事業によつてその組合員または会員のために最大の奉仕をなすことを目的とする、こういうふうな言ひがあるのであります。同じく觀念はかわらないのであります。農業協同組合と異つて

て直接の奉仕と書きました理由は、これは生産組合というものがあつたわけでありすが、生産組合というものは、これはやはり事業を行つておるわけでありすが、農業協同組合では、最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的として事業を行つてはならぬ。こういうふうに書いてあります。そのことは生産組合がございます関係上、生産組合は事業をやはり行つておるわけでありすが、それを書くことはできないわけでありまして、それにかうなるに、先ほど申し上げましたような、間接的な奉仕でない、つまり組合事業によつて直接に組合員の利益をはかることが、この協同組合の根本的の理念であるということとを明らかにしたわけでありすが、

○小松委員 御説明の次第はよくわかりましたが、私をして言わしむるならば、組合の活動の本務は、御説明のごとく営利を目的としない、第一條に掲げたところの目的を果すことにあるのであります。ただひとり直接だけのさうな奉仕でなくして、間接の奉仕も当然組合の仕事として含まねばならぬ、さうな意味よりして、この組合の運営の範囲を廣める意味よりして、直接という文字はむしろ削除して、會員のために奉仕するといふようなことにいたしましたらどうかと、かように私は考へるのであります。

○藤田説明員 御趣旨はよくわかりましたわけでありすが、ただわれわれといたしましては、もちろんその間接の奉仕、間接的に組合員を利することのあるべきは当然であります。しかしながら、根本的な考え方といたしまして、組合員または會員に対して、会社

と違つてただ事業をして、その事業の配当を受けるという意味の間接的な奉仕でなくつて、直接事業を通じて組合員の利益をはかるという、その趣旨を強調する建前から、特に直接の奉仕をするといふふうに書きましたわけでありすが、間接の奉仕になります部分も、もちろんこれはやつて参る、当然包含されておると考へております。

○小松委員 次に第八條に關連してお尋ねしたいのであります。先ほど鈴木君から、税金の問題についてお尋ねがありましたときに、農業協同組合と同じような率によつて課税されるのである。農業協同組合もかような法文が定められておるといふように私は御答弁を伺つたのでありますけれども、農業協同組合の規定には、所得税も法人税も、さうして地方公共団体の営業税も課せない、かようなことに法文はなつておると私は記憶いたしておりました。

しかし、あるいは法文はさうに規定されておつても、税務署が今日何かの方法によつて課税はいたしておるかも知れませんけれども、法文はさうに規定されておると私は記憶する。しかばこの水産協同組合におきましては、農業協同組合とその本質において何ら選ぶところがないのであるから、当然にこの條文に明らかに免税の方法を規定すべきだと思つたのであります。が、その点いかがでございますか。

○藤田説明員 この農業協同組合法は、これは大分古く出たものであります。その後の税法によつて、この規定は改正をされております。實際問題として空文になつております。税法の改正によりまして、現在農業協同組合法に書いておりますと同じような待遇

しか農業協同組合は受けておりません。

○小松委員 しかし農業協同組合法案には、明らかにその免税のことをうたつてあるはずだと思ひます。これは農業協同組合法の第四條にあります。

○藤田説明員 これは今直接の條文をひつぱることがちよつとできないのであります。農業協同組合では、お話の通り所得税及び法人税を課さない、それから地方公共団体は組合に対して営業税を課することができない、こういうふうな規定はなつておるのであります。が、その後法人税法というのが改正をされております。従来は法人税は課せないと書いてありましたが、特別法人税が課せられておつたのであります。ところがその特別法人税が、法人税法の改正によつてなくなつてしまひまして、一本になつてしまひました。

法人税のうち、先ほど御説明いたしましたような一般営利法人に対する税率と、それから協同組合に対する税率とに差等を付する。つまり通減税率で律される、こういうふうな規定の改正がたしか今年の六月か七月の税法改正によつて実施されております。従つて現在ございます第四條のこの規定は、これは空文になつておるといふこととであります。

○小松委員 よくその点はわかりました。同等の取扱ひを受けているならばあえて私はとかく言うものではないと思ひます。次に第十條であります。水産加工業者とは「水産動植物を原料又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいふ。」こういうことがここに規定されておりますが、これらの種類以外のもの

で、同じ水産動植物を原料、材料として水産加工業者を営んでおるものがあると思はれます。これは水産加工業者の中に入らないか。たとえて言うならば貝類の貝殻を原料にしていろいろの細工物を営んでおるものがあるが、こゝにどう入るのか、この点を伺ひます。

○藤田説明員 この水産業協同組合法には、いわゆる水産加工業者としてお話のございますような、たとえば貝殻を細工するものとか、さういふふうなものは包含しておらない。さういふふうなものについては別途、たとえば商工組合の組織をもつてやればよろしいではないか、特に水産業協同組合の一環としてこれを組織するといふような必要もさして認められない、かように考へます。

○小松委員 私はここに皮の生産をするものが水産加工業者になつてゐるのだから、さういふ点はどうか。また地方によつてはさういふ貝殻などの加工によつて相当の生計を営んでゐる地方もたくさんあるのであります。特別にお尋ねしたのであります。が、ただいまのお話によつて、ここに掲げられたものの以外のもは水産加工業者の部類に入らない、かように承知してよいのであります。

○藤田説明員 この水産業協同組合法にいういわゆる水産加工業者の中には入らない。廣い意味の水産加工業者の範囲に入るかどうか、これは別問題であらうと思ひます。

○小松委員 それから第十七條であります。この第十七條は漁業及びこれに附帯する事業を営むもののいろいろの條件が列挙されてゐるのであります。

すが、その中の一でありすが、一号のように定められたことは、組合員の属する世帯数に重きを置かれたためだと私は解するのであります。しかし本法を必要とするゆえにが那辺にあるかということもおおよそ想像ができるのであります。あるいは第五十九條によつて二十名以上の漁民が発起人であるならば組合の設立ができる。従つて二十名以上の漁民は数世帯の親族が一、二軒寄ればただちにできる。こういうような事柄から、家族的な事業の変形をおそれる点もあるのではないかとしようなことも想像いたしますけれども、あまりにこの條文は私ははややこしいと思う。しかも漁業を営むということは、世帯の数より経済力に重きを置かなければならぬ、私はかように考へる。よつてこの條文は削つて、第五十九條の二十名以上の発起人という項において世帯を異にする漁民二十名以上の云々とこれを修正したならば、この第一項は削つてさしつかえないと思ふ。そして簡明な條文にしてもいい、こういうことへの希望を私は持つておりますので、御所見を伺います。

○藤田説明員 この生産組合の規定と、それから漁業協同組合の第十七條の規定とは、大体趣旨は同じでありますけれども、若干の相違点があるのであります。御指摘になりました点はその相違点の一つであります。私もどなたにしましては先ほどお話のごさいましたように、個々の漁民の数でやりますことは、従業者もすべて漁民と觀念をして、それも一人々々考へるといふ建前をとりますと、生産組合の場合によりますときわめてへんな形でできるといふようなことも予想をされたのであります。そういうような考へ方から第十七條の一項の規定が入つておるわけでありすが、従つてこれについてはただいまお話の第五十九條の規定の設立発起人の二十人以上と同じように、何かかえたらどうかというようなお話でございますが、これについてはちよつとその趣旨が必ずしも両者同じでありませんわけでありすが、われわれといたしましては一應原案によつてこれをやつて、なおいろいろと御意見の出しております第十七條、あるいはまた生産組合の資格の制限につきまして、よく今後の経過を考へまして、もしも実情にそぐわない点がございしますならば研究いたしました上、これを改正するといふ方向に進めたいと考へております。

○小松委員 なお同條の第六であります「組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であること。」かように規定されておりますが、これは先ほどの一項と今度は相反したところの規定であり、組合員の世帯に属する数に重きを置いておるといふような感じがいたすのであります。かような点から考へますと、一体この協同組合法案なるものは、協同組合として漁業を経営することを趣意しておるのか、あるいは経営をさせないようによつてのここの條文を設けたのかというやうな疑を、われわれは持たざるを得ないのであります。まことにがんにがらめの條文であつて、その眞意那辺にあるかを私も解釈に苦しむ、よつて私はこの條文も、願くばこれを削除してもらひたい。かような私は希望を持つておるのであります。これまた御所見を伺います。

○藤田説明員 この生産組合といたしまして、自営をする漁業協同組合にいたしまして、これは漁業権を取得した優先順位に關連のある規定でございます。従つてこれは改正漁業法の趣旨をいろいろと御説明いたしませんと、あるいはその趣旨が御了解いただけないのではないかと考へておりますが、ともかく優先順位において生産組合なり、自営いたすところの漁業協同組合は非常に優位に於いてある、そういう關係からいたしまして、順序をつきつづけるという關係からいたしまして、制限を付して行くこともやむを得なかつたのであります。そういうやうな考へからいたしまして、非常に制限がきびし過ぎるというやうな御批判が多分出ておるわけでありすが、これもそのほか税法上の特典とも關連いたしましたして、各方面の打合せをいたしました結果、かような規定に落着いたわけでありすが、われわれといたしましては先ほど申し上げましたように、今後の組合の設立状況なり、その後の運営状況を考へまして、実情にきわめて合わない点がございします場合は、これを改正して行くといふうに進んで参りたいと思つております。

○小松委員 次に第十八條の点であります「漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて三十日から九十日まで」の間で定款で定める日数をこえる漁民とする」となつておりますが、私の聞かんとするところは、この日数を三十日から九十日の間でその組合が定款によつて定めることになつておりますが、この日数をかように限定した根拠を私は伺ひたいのであります。いろいろの御事情もありましようが、半農半漁の地におきましては、豊漁続きのときには三十日以上、あるいは数箇月の漁業に従事することもあります。時と場合によつては、一年のうち三十日出漁できない場合も往々にしてあるものであります。しからばかゝる人々はその年々によつて組合員となる資格を有し、あるいは資格を喪失するといふやうな場合が生ずるのであります。従つて脱退とか加入の手続もその都度繰返さねばならぬ。また財産の拂いもどし等につきましても、事務的に非常に煩雜な問題が起つて来る。かようなものに対する取扱ひをどういううかいいにお考へになつておるか。事実問題をもつて申し上げますれば、われわれの知るところにおきましては、鯨の追込漁のとき、あるいはしらす漁をしておるやうな半農半漁の地におきましては、漁群が見えたときには皆が出漁するけれども、魚が寄せて来ないときには百姓をしておる。ただ見張番が一、二人常にその仕事に携わる。かようなこともあるものであります。こういう事実問題もあるものであります。これらの問題に対してはどういううかいいに取扱われるのであるか。

な お續いてお尋ねしたいのは、この組合員たるべき人々は、性別とか年齢とかいふ問題は全然問わなくてよろしいのでございまいしょうか。それがら水産物の販賣業者のごときは漁業協同組合員たる資格がないかどうか。こういう点をついでにお尋ねしたい。

○藤田説明員 この漁業協同組合は新たな職能組織として、つまり漁民の団体として生れて来るわけでありまして、従つて正組合員と准組合員というふうな、その資格の違いによつて、職権なり選挙権なりの賦與が差別をつけられております。従つていかなる者が正組合員であるかといふことは、これは明確にいたさなければならぬといふ考へ方からいたしまして、大体一年を通じて三十日ないし九十日までで、少くともこれくらいの間は漁業を営み、またこれに従事する者を漁民と見ようといふうにその資格をきめたのであります。ただこの三十日から九十日という間は、單に出漁をしておる期間を指すのではございせんので、たとえば漁業をするために必要な準備をしておる期間は、当然これを包含してしかるべきものと考へております。従つてさうな考へ方であるわけでありすが、あととはたしてそれが三十日から九十日までの間で漁業を営み、またはこれに従事する者と認められるかどうかという事実上の認定によつて、これを區別して行くことになるかと思つております。

それから組合員については性別及び年齢のいかんはこれを問うておりません。それから水産物の販賣人は加工業者であるが、組合員になれるかどうかといふことでもございすが、それはなることができません。

○小松委員 なおこの第十八條は、組合員たる資格として「組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み」かやうなことになつておりますが、しからば組合員で漁業を営んでおる者であつても、自分の住所においては漁業を営んでおらず、他の地区において漁業を営んでおる、こういう者があつた場合に、その人が組合員となるのは、

住所地では組合員たる漁業を営んでおられないから、組合員たる資格がない。そういう人はこの組合員たる資格があるのか、この点を私疑問に思つておるので、お尋ねいたします。

○藤田説明員 ここに住所と書いてございますのは、これは必ずしも一つとは限つておりません。複数であることも予想しておるわけでありまして、従つて漁業を営んでおる地区において、しかもそこに事業の本拠があるという場合には、その地区内において組合員たる資格を持つておるものというふうに私どもは考へております。

○小松委員 この住所とはさうに解してよろしいのですか。どうも何だか私ちよつとふに落ちぬのですが、廣い意味において営業地をも住所と合めてよろしいのですか。

○藤田説明員 これは私どもの考へでは、必ずしも一つであることは要しない。場合によればその仕事を手廣くやつておられますような場合には、数箇所ある場合もあるであろうというふうに考へられるのであります。

○小松委員 しかば何箇所でもこの漁業を営んでおる甲の町村、乙の部落という場合には、組合が二つも三つもできる、その三つの組合なら組合の地区内において漁業を営んでおる者、住居しておる者は、三つなら三つの組合に全部入れますか。

○藤田説明員 これは先ほど申し上げましたように、住所は必ずしも一つであることは要しません。ただその場所がその事業の本拠と見られるかどうか、少くともそこに事業の本拠がありまして、その地区内における事業はそ

こを本拠として営んでおるかどうか、これにより判定をすべきものである。従つて全然單一である、ほかは全然住所がないというふうには私どもは考へておりません。つまり複数であつてもよいわけでありまして、つまり事業の本拠を客観的に認定されれば複数であつてもかまわないということでありまして。

○小松委員 しかば同じ人がいくつも経営しておつても、事業の根拠地がはつきりしておれば、何箇所の組合にも加入できるというふうに承知してよいのですか。私の言うのは、事業の根拠地を指すのであるか、この点の区別をはつきりさしていただきたいというのであります。

○久宗説明員 お答えいたします。住所は法律上は生活の本拠ということになつておりまして、事業の本拠ではない。従つて生活の本拠がいかなるものであるかというところは、個々には、最終的には裁判所で決定するより仕方がない。たとえば今のうちに、事業所が数箇所あるといつたような場合、本人はどこかの都市に住んでおる。しかしおまな事業所に相当期間滞在して生活の本拠としての実体があれば、それによつてそこを住所と考へて、その組合員になり得ると考へるのであります。つまり法律上は住所は必ずしも単数ではない。しかしそれはあくまでも生活の本拠たる実質を有しなればならないということでありまして。

○小松委員 生活の本拠を主とするというふうに承知してよろしいですね。

○久宗説明員 さうであります。

○小松委員 そうすると、組合員たらんとするのには、一人の人が二箇所の組合員にはなれない、二つの組合に同じ人が加入するといふことはできない、こつと了解してよろしいのですか。

○久宗説明員 たいはいお話ししましたように、法律上住所は、つまり生活の本拠たる実質があれば単数とは限つておらないのであります。つまり生活の本拠という場合に、一箇所ではなくて他の土地においてやはりそこが生活の本拠であるといふことがあり得るのであります。そういうような実体を備えれば、一人の人が二つの組合に加入するといふ場合もあり得るわけでありまして。

○小松委員 よくわかりました。それではこれは事業の根拠地ではなくして生活の本拠地である、実地によつてこれを定むべきものであるというふうに了解してよろしいと思ひます。

○藤田説明員 先ほど私の申し上げましたのは、久宗課長から申し上げたことが正しいのでありますから、訂正いたします。

○小松委員 それでは次の第十九條の点であります。第十九條の四に、出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。かように規定されておるが、組合員の責任は出資額を限度とするといふことは、出資組合にあつては、組合がどんな莫大な欠損を生じて、やはりその組合に負担するところの責任は出資額だけの責任を負えよといふこと、かように私どもには解されるのであります。さうに解してよろしいかどうか。まずこの点をひとつお伺いしたいのであります。

○藤田説明員 これは有限責任といふ

概念を明らかにしたのであります。ただいまお話の通りであります。

○小松委員 さうば組合が破産状態に陥つて、どうしても清算しなければならぬ、その清算の道の財産を処分して、もなおかつ清算の道が立たないという場合に、その欠損を負担するところの責任の所在はどこにあるか、この点を伺ひたい。

○藤田説明員 それにつきましては、未拂込の出資額がおります場合において拂込みをさせるといふような場合はあるわけでありまして、少くとも有限責任の制度でありますから、組合員は、自己の責任を持つております。その出資額の限度以上に、たとい組合が破産になつても、特別にそのための責任を追加させるといふことは全然ございません。これはちやうど株式会社に於いても同様であります。

○小松委員 第二十一條の四についてお尋ねしたい。四と五の關係で、三にも關係しております。代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。とあります。この規定でいきますと、代理人は組合員以外の者でもよろしいように解されますが、組合員以外の者でも代理行為はできるのか、組合員以外の者で選挙権も議決権も行使ができるのか、こういう点をお伺ひしたいのであります。

○藤田説明員 その点は法律ではなんら規定はございません。けれども私どももいたしましては、やはり定款で規定を設けることにいたしたいと考へております。たとえば代理人というものは同居の成年者といふふうなものを代理人にする、あるいは他の組合員にやらせるというふうな規定で補充をいた

したいと思つております。

○小松委員 さうな組合員以外の者が代理行為ができるということでありますれば、總會を招集した際に、議決事項として示された範囲のものならば、委任した人が承知して代理行為をせしめるのであります。が、たゞ總會等におきまして、臨時にいろいろの動議が出て、それらを議決するといふような場合にも、自由に代理行為ができるということに解釈してよろしいのであるか。

○藤田説明員 この代理権の規定は、「定款の定めるところにより、第四十一條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。」かように書いてございまして、従つて通知をいたしません事項につきましては、解釈をいたしまして代理権はないというふうに考へております。

○小松委員 第二十八條についてお尋ねいたします。第二十八條の二、脱退する場合にその「事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。」といふことになつておりますが、財産によつて定めるといふことは、その組合の財産が帳簿價格による財産であるか、あるいはまた財産を時價に評價したものをもち、その年度年度により持分に應じて脱退者に支拂いをするのであるか、その点私疑問を生じますので、ここに明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○藤田説明員 持分拂いもどしの方法であるとか、限度はこれは定款で規定するわけでありまして、これは定款の定め方によつて任意であります。どう

いうように定めることも任意であります
 が、實際問題といたしましては、排
 他もどしの限度については現在でも相
 当制限をいたしております、たとえ
 ば場合によれば出資額の限度にとどめ
 るということも可能であります。ある
 いは特定の財産、あるいは特定の積立
 金については持分を認めるというよう
 なことも自由であります。その点は定
 款で定めることが可能であろうと思
 います。

○小松委員 この第二十八條には出資額といふことは書いてないで、持分といふ文字を使つてあります。私は出資額と持分額とは別な性質のものではないかと考えますが、いかがですか。ただいまの御答弁では出資額の限度はと、持分額の限度ではなない。どうですか。

○藤田説明員　もちろん出資額と持分とは当然違ふのでありまして、ここに書いてある持分とは、組合員が組合財産に対して有するわけ前、これが持分であります。従つてその持分についてはいろいろのきめ方があるわけでありまして、そのきめ方を定款で定めることができる。たとえば定款で定める一つの方法といたしまして、拂込済出資額、かような場合にはこれを拂いもどく可なり、すといふようなことを書くことも可能であるといふことを私は申ししたのであります。

○小松委員 第三十二條のしまいの方に「主務大臣は、模範定款例を定めることができる。」これは先ほどだれかから御質問があつたようであります。が、模範定款の例ができておるならば、この委員会に一つお示し願ひたい。この模範定款を参考にすること。

が、本案を審議する上において非常に
私は便宜で、あると考えますので、ござ
いましてらばひとつ参考にご提出を願
いたいということをお願いしておきま
す。

それから組合の出資に對しては、現物出資もできることになっておりますが、この現物出資の對象となるべきものはどういふものであるか、これを明確にする必要がありはしないか。現物出資を取扱つたために、他の現金出資した者と、そこにいろいろの不均衡な問題が生起するようなことがあつてはならないと存じます。またかようなことがあるとするならば、それを組合の出資の基礎を危うくするものでありますゆえに、これらの点についてこの際明らかにしていただきたい。

○藤田説明員　御意見ごもつともだと考えております。私どもの考えといへしましては、現物出資とは、たとえは、労務による出資——労務出資というものは考えておりませんが、そのほかでありますれば、動産、不動産いずれも現物出資の対象になり得るものと考えております。しかしながらこの評價等につきましては、現金出資の者と同一衡も考えられることは当然であり、ます。その意味におきまして、現物出資は第三十二條の第二項に書いてございますように、現物出資をする者をきま

ましたときには、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその價額並びにこれに對して與へる出資口数というものを定款に書かなければならない、すなわちこれは、かつてに役員が現物出資の額をきめたり、出資期をきめることができないのでありまして、定款に記載し、そして總會においてこれを決議

する。こういうことによつて御懸念の
点は防げるのではないかと思つており
ます。

○小松委員 それから第三十五條の役員
の任期のことではありますが、これは
前回の一般質問の際にも、私は一年の

期間はあまりにも短か過ぎるという理由を申し述べて、当局に向つて意見を述べたのでありますが、さらに過剰の公聴会においても、この役員の任期についていろいろの御意見がありまして、一年では短かいという私と同じような御主張があつたと思う。それらに対して、御当局は今日再考せられた結果、何かかわつたお考えがあるのかどうか、これをひとつ伺いたい。い。

○藤田説明員 この規定は農業協同組合の前例がございます関係上、これも同様に規定をいたしましたのでございします。いろいろ御意見もございしますようでありまして、私どももその点については御意見もごもつともな点がございましておあります。従つてこの問題につきましては、今後ともこの法律でできましたあとにおきまして、いろいろ研究をいたしまして、また各方面意向をも徴しまして、改正ができるのならばこれを改正するよう努め参りたい、かように思つておる次第でございます。

○小松委員 第四十四條の四項でありますが、「第一項の規定による改選請求があつたときは、理事は、これ總會の議に附さなければならぬ。」とよになつておるのであります。ただ改選の請求があつた場合に、ただ理事は總會の議に附するということは、總會の議題にかけさえすればいいのか

のか、これをどう解釈していいのか。総会によつて可否を決しなくてもいい。○藤田説明員 議に附するということは、当然議題に供して、それに対する可否を決定するという趣旨と御了解いただきたいと思ひます。

○藤原委員 第十七條の、先ほど小松委員の質問があつた項であります、この「世帯数の三分の二以上」云々、これによつて漁業が営み得る。この際同一組合の地区内に二つ以上の組合があるので、いずれも全世帯数の三分の二に達しないというようなことが生じた場合には、どういふぐあいになりますか。

○藤田説明員　二つの組合がございます。いずれもこの条件を具備しないという場合には、遺憾ながら自営は認められないということになるのであります。

○藤原委員 やがて漁業法が改正になりまして、根つけ漁業権というものができる。当然漁業協同組合の組合員に入るといふような場合を予想いたしますと、そのような根つけ漁業権というのは、それではおの／＼地区では持てないという結果になります。

○藤田説明員 根つけ漁業権は大体その地区内の漁業者の三分の二以上を包含しておる漁業協同組合でなければならぬ。これを有する漁協は、これを有しないというふうな規定に、利

どもとしては現在考えておるわけでもありません。従つてさような資格を具備する組合ができない地区につきましては、根つけ漁業権を興えるものがなければ、従つてそこには根つけ漁業権は興えられないというような結果になると思うのであります。

○藤原委員　そういう結果になった。

合、根つけ漁業権というものは、しか
らばどういふ方面に移動すると大体予
想していられますか。

○藤田説明員　そこは給戸材系として保護されない。根つて漁業権は御承知の通り、権利がなくてもやれる漁業もあるのであります。ただ問題はその権利をとつておりませんと、ほかのものがとることを拒めないということが問題であります。従つて漁民は自分らがやることは、これは権利のあるなしにかかわらずやれるのであります。他から依頼して来たものを拒み得ないという不便があるわけでありまして。従つて問題はかりにそういうような地区で漁業権が附與せられませんかという問題、その漁業調整をどうするかという問題は、その地区の市町村漁業調整委員会がその調整方式を考える。その市町村漁業調整委員会の調整方式に従つて漁撈する、かような結果になると考へております。

○藤原委員 第十八條でありますか、隔年漁業に従事するというような場合があつたときには、これは漁民と認めますか。

○藤田説明員　それは實際は事實の認定でありまして、私どもとしては、たとえば従来の漁業者が何らかの都合によつて一年だけ休んだというふうな場合には、ただちにその組合員の資格を喪失すると思われるかどうか、これは問題であらうと思うのであります。要は継続してこれを営む意思があるかどうか、という点によつて、これを客観的に判断して行くということではないかと思ふのであります。ただ計画的にその隔事業を営む、そういう場合ははたしかなる場合であるか、ちよつと判

に苦しむわけでありましたが、これも結局はその事実の認定によつて、要はその漁業を継続して、反覆して営む意思があるかどうか、それが客観的に漁業を営んだという觀念に見られるかどうかによつて、これは具体的に判断して行くよりしかたがないのであります。かように思つております。

○藤原委員 組合員の認定は発起人がやられるのでありますか、あるいはまた、だれか地方長官でもやるのでありますか。

○藤田説明員 組合員の認定は、これは設立準備總會において、この資格を決定して行くということになります。

○藤原委員 たとえば引揚者のごとく、新規に組合に加入せんとする者はどういふあいになりますか。何ら実績を持ちませんが……

○藤田説明員 それにつきましては、われ／＼としては実績のない者については、やはり実績をつけてから入るという考え方に考えております。実績をつけるということは、先ほど申しましたように、準備行為をやつておる、確実に漁業を営む意思があるかどうかというふうな、各種の事実によつてこれを判断して行く。ただ単に自分はこれからやるんだというだけでは、これは必ずしも証拠として完全でないというふうに考えております。

○藤原委員 先ほどの小松委員への回答によりまして大体わかつたようでありましたが、その被備漁民でありまして、実際その地区に妻子を残しておられるけれども、ほとんど外で働いておるといふような場合には、協同組合に加入できるかどうか、お伺いいたします。

○藤田説明員 そのときも先ほど説明を申し上げましたように、生活の本拠がそこにあると認められて、そこを根據として、その漁業に従事しておるといふようなことがはつきりし、しかもその日数が一年を通じて三十日から九十日までの間という資格に該当しておる場合には、これは当然資格があると思ひます。

○藤原委員 員外理事を認めました理由をお聞きいたします。

○藤田説明員 これは公聴会でも賛否両論ありましたように拜聴いたしましたのであります。これはやはり組合事業の適正なる運営を期します上から申しまして、場合によつて組合員からは、どうしても適任者がなないというふうな場合もあり得ること考へるのであります。さういふ場合におきましては、組合員の総意によつて選ばれて来る以上は、これを認めてさしつかえないではないかというところが、員外理事を認めます趣旨であります。ただ組合員から出します理事は絶対多数、つまり四分の三といたして、他からの、つまり非漁民による組合の支配ということとは極力避けるという趣旨からいたしまして、員外理事の数はこれをきわめて少数に限定をいたしております。さういふ趣旨であります。

○藤原委員 農業協同組合の役員を兼任することができませんか。

○藤田説明員 これは事実問題といたしまして、半農半漁村もあることでありますから、農民であり、漁民である以上、両者の資格を兼ねるということは当然起り得るものと思ひます。

○藤原委員 第四十四條の二項でございしますが、リコール制の採用という際

に、理事全員、監事全員、全員についてのリコールをお認めになつた理由はどこにございしますか。

○藤田説明員 これは理事の全部でなく、個々の理事についてリコール制を認めて参りますと、場合によりまして、自分らの反対派の者だけをリコールするといふふうなことも当然予想されるわけでありまして、ことにまた理事は連帯責任の立場に立つておるのであります。従つて理事をリコールする場合には全員をリコールするといふような建前をとつた方が弊害が少いといふようなことから、かようにいたしました。

○藤原委員 またもとへもどります。第十八條の三項について、例証をあげて御説明をお願いしたいと思います。

○藤田説明員 第十八條の三項は准組合員の資格に関する規定であります。これは書いてございますように、水産加工業協同組合に加入しておらない水産加工業者であつて、組合の地区内に住所のある者、つまりたとへば第一次加工の零細な者について、水産加工業協同組合には入つていない、さういふ者でやはり組合の事業を利用させる。あるいはその施設による利益を享受させるという必要のある場合もあるわけでありまして、それから漁業生産組合は、これは法人は組合員になることができないという唯一の例外であります。生産組合につきましては、特に組合事業の運営上関連がございますので、法人は組合員になることができないといふ原則からいたしまして、准組合員として特別に認めたわけでありまして、その次の「第一項若しくは前項に規定する漁民以外の漁民」といふのは、こ

れはたとへば一年を通じて九十日間漁業を営み、またはこれに従事する者が漁民であるという資格をきめております組合につきまして、それ以下の日数しか漁業を営んでおらない、あるいは従事しておらないという者につきまして、これはやはり漁民でありまして、それらは正組合員にはなれないが、准組合員としてこれを認める、これが第三項の趣旨であります。

○西村委員長 他に御質疑はございせんか。

○大森委員 あまりこまかいことはお尋ねをいたしません。この間公聴会でもいろいろ問題になつておりました第五十二條の總代会の問題でありまして、組合員が二百名を越えた組合は、定款の定めるところにより、總會にかわるべき總代会を設けることができる。そこで「總代の定数は、五十人以上でなければならぬ」といふことあります。これを私この間公聴会を聞いておりました。公聴会の大体の人たちは、まじめな意見を述べられる人たちが聞くと、五十名なんといふことは多過ぎるではないかといふ御意見を承つたのであるが、私も五十名なんといふものは多過ぎると思う。一つの組合で二百名以上の組合員の場合には、總代は五十人以上でなければならぬとありますけれども、さうした場合において、亭主が組合長であり、あるいはだれも何人かの役員ができるようになりはせぬかといふ考へがあるもので、これを大体二十名以上といふようなことに直して、それが各組合においてまた定款をつくり、その定款によつてあるいはそれを三十名に直すこともできるといふ

ような、いわゆる伸縮性を持たしておくことがいいのではないかと、さういふので私は考へるのであります。そこでこの問題は、今申し上げましたように、伸縮ができるような方法にいたしてもらいたいということを希望いたしますのであります。

なお会議もやがて閉じられるようでありまして、議題外の問題ではあります。この際あわせてお尋ねいたしておきたい問題があるのであります。が、委員長、よろしくございしますか。

○西村委員長 よろしくございします。

○大森委員 次に魚類に対するところの統制の問題であります。この統制の問題につきましては、私から申し上げるまでもなく、魚といふものは刻々にいわゆる價值のかわるものであります。朝と晝と晩とかわつて行く性質のものであります。しかるに公定價格をきめまして、一年ぶつ通してやつて、またすべて價格の変動がなければこれがかわらない。この点はあるいは米であるとか、あるいは何か変質せないものであるならば、さうしたこともできるでありますが、魚におきましては、今申し上げたように時々刻々刻々かわる。しかも朝の値段と晩の値段とは、自由の場合においては非常な開きのあるものであります。それを一つに價格に納めて行くといふようなことは最も至難な問題であり、むりがあつたのではないかと、さういふふうな考へる。そこでどうしてさうして統制といふものによつて物のすべての指數をはかり、あるいは一つの何かつかみどころを持たなければならぬといふよ

うなことでありますれば、そのために必要とあるならば、魚はルートを通し一つ一つの統制はやつてもよろしい。しかし價格だけははずした方がいい。價格については今申し上げたように刻々かわるものであります。ゆえに、漁民は今日の状態で魚をとりに行きますと石油代にも足りない。でありますからどつて来て、とつた魚の方を清算してみると石油代の方が上だつた、こういう状態が今続けられておる。そのため今や漁民の生産意欲は減退した。この点をよく考慮していただくならば、私が今申し上げたように、統制が必要であるというならやむを得ない。しかし解つてもらえたいのでありますけれども、それができないとあれば、價格だけをはずして、自由に漁民に働かすことが私は生産増進であると思ふのであります。こういう点に対しては、いろいろ申し上げると長くなりますが、大体水産廳におかれてもよく御承知だと思ひますが、現在の状態を見ますときに、もうすでに私が口にするまでもなく、魚というものは古いものが高くなつた。私どもは新しいものをたんと食ひたい。いわゆる生きのいいものを食ひたいというのが日本人の常である。従つて日本人はおさしみなんかを好むのである。しかしながらおさしみにする魚は安くて、少額な魚が三倍になつたという現状は、これほど不思議な價格はないと私は思ふ。それでどうした問題を續けておくことは、現在の漁民をして生産意欲をますく減退さすものである。ゆえに小さな漁師はもはや出なくなる。私の地方などにおいては二十そう船がある。あまり

このごろはとれない。ことに少し魚の盛りが過ぎてきたということになる。二十そうの船の中の一そうだけが代理のものが行く。それはなぜかという、一そうだけ行つて、二十そうの食べる魚だけをとつて来ようじやないか。とらないでは食べられないから、食べるだけ持つて来ようというので、十九そうが遊んでゐるという状態が今や續けられてゐるのであります。この点は水産局長におかれてはよく知つておられるので、私が説明申し上げるまでもないと思ひますが、私の氣づいたのは、どうしても統制をはずすことができないければ、統制をそのままに續けておいて、値段だけをはずせば、必ずとれたときは安いにきまつてゐる。またとれないときは高い。高いのを好んで食う人はいくらでも食つてよろしい。とれないというときには、漁師は先を競つて、おれこそこの怒濤を肩して、とつてきて、それが高い値に賣ればいい収入になるという考えのもとに、自分の危険を冒してまでも、漁民は働くということ、私は確信して疑いませぬ。その点をよく考慮になつて、今申し上げたように、統制を全部はずしてはどうか。はずすことが、できないならば、この間第一級品ははずしてもらつたけれども、もう一段下げてはほしいという、もう一段下げてはほしいという、私は希望申し上げるのであります。局長はどういうお考えを持つておられますか、この二点をお尋ねいたします次第であります。

○藤田説明員 お答えをいたします。まず總代の問題でございますが、これについては公聴会でもいろいろと御意見が出まして、私どもも十分理由のあることは承知するのであります。ただ私どもの考え方を申し上げますと、將來の協同組合というものは、從來のよう組合員が人任せにそれを運営する態度はやめて、組合員みずから積極的に組合事業に参画する。意見のある者はどんなことを発言する。こういうふうにするべきではないかと考えております。従つて總会を中心にして進めるといふことが、やはりこれが考え方としては正しいと思ふのであります。總代会はそれがどうしても總会にすることが不便なときの便法であるわけでありまして、従つて總代会を設けることのできる場合、並びに總代の数について非常に多いという御意見も出てゐるのであります。實際問題として考えますと、總代会も總会の規定を準用いたします。出席は半数でいいわけでありまして、しかしなおまた代理による議決、あるいは書面による議決、それもいづれも運用をされてゐるわけでありまして、従つて極端に申せば、かりに五十人と定めまして、二十五人出れば總代会は成立つ。しかも書面議決、代理議決を認めてあるというふうなことでありますれば、實際問題としてはそのやり方さよく組合員が理解をしておりますれば、そう非常に煩雜というところはなかつたと思ひます。われわれとしては、できるだけ組合員全員が組合の事業の運営に参画する。そして組合で何をやるべきか、またどういふふうなことを議決すべきかというふうなことも、関心を持つというふうなことで、やつて行きたいという氣持が、この法案に現れてゐるわけでありまして、しかしながら公聴会その他いろいろの御意見もございまして、

この点は私どもとしては今後とも研究をいたしまして、実施の結果、非常に実情に合わない不便なところがあると思ひます。そのときにはこれを改正するといふふうなことも決してやぶさかではないといふふうに考えております。もう一つは魚の統制の撤廃の問題でございます。これはむしろ大臣から御答弁があるべき大きな問題であらう、事務当局としては答弁のきわめてにくい問題であると考えておりますが、私の意見を率直に申し上げますと、およそ統制というものは、やはり統制を必要とする理由があるから統制するのであります。その必要がなくなつた、あるいはまた統制自体が不適当な場合には、これを漸次解除する方向へ進むべきものだとはいふに考えております。現在魚の統制がはたしてこれを解除するところの段階に來てゐるかどうかという問題であります。われわれといひましたのは、やはり資材その他の関係から、これをただちに解除するといふことについては、なお相當研究を要する点があると思ひます。従つて、しかしながらこの問題につきましては、現在やつております統制といふものは、われわれが考えても、非常にむづかしい統制でありまして、従つてわれわれがいたしましては、これをできるだけ早く統制を解除し得るような、いろいろの條件をつくつて行くといふことを考え、またこの時期及び方法等については、これは相當考究をいたさなければならぬと思ひますが、方向をいたしましては、できるだけさうな方向にこれを持つて行けるように努力をして参りたいという

ふうに考えております。○西村委員長 ちよつと委員長よりお尋ね申し上げます。總代の定数の件については、実施の上支障があれば、これを改正するにやぶさかでないという意味の御答弁のようでありまして、委員各位の御質問の趣旨は、実施をする上についてこの数が多いことは支障を來すのではなからうかという意味のお尋ねだと思ひます。これは実施するにあたりましていろいろ混乱する關係がありまして、多少緩和して、地方の漁民の少いような所ではあまり多過ぎるような感じがいたしますので、場合によつては委員会の希望も尊重しなければならぬと思ひますが、この点に対する政府の所見を伺つておきます。○藤田説明員 先ほど申し上げましたように、總代会にも總会の規定が準用されておりますので、従つて總代全員が出席しなくても、過半数で成立する。それから代理議決、書面議決の方法も認められてゐるというふうなことでありますから、實際問題といたしましては、五十人と申しまして、實際四分の一あれば、總代会は開けるわけでございます。従つてかりに三十人にいたしますと、その四分の一の一人になりまして、八人ぐらゐで閉く。こういうことになるわけでありまして、われわれがいたしましては、先ほど申し上げましたように、できるだけやはり組合員みずから組合事業に積極的に関心を持つといふふうな機会を、できるだけつくつて行きたいといふふうな考え方から出發しております。従つてこの点については私どももいたしましては、これを実施いたしました上、現実に支障があるかないか、私どもとしては大

体支障なくやつて行けるのじやないかと思ひますが、現実に支障があるかないかといふこともよく調べまして、それから改正をするといふふうな方向に進みたい、かように思つております。

○大森委員 今の御説明は、委員長からもお尋ねがありましたし、それに対する局長の御答弁はよくわかるのであります。漁民全体がそこへ参画することとがいろいろその御趣旨はよくわかる。しかしながら山間とかいろいろ部落関係がある。それでそういう関係からいたしまして、總代を置くといふようなことになりまして、あるいは遠くは三里も四里もあるような部落ができると思う。そういうときには大体半数と申しまして、二百名の組合員をつくることは、おそらく組合員二百名集めるときは、小さな部落は家内子供も全部組合員であります。そうなるとその四分の一がつまり總代員になると、その家から二人も出なければならぬといふふうな問題が起きて来る。その点を一つのあなたの方の理想と考えると、ここに實際が伴わない。この点を私どもは申し上げるので、決してこれはあなたの言われる通り、全部が寄つて全部が政治を行うことがいいのであるとするけれども、代員制というものは、やはり私どもが地方を代表して今日ここにいろ／＼な問題を論議いたしておることと同じであつて、組合におきましては代議員制をつくる以上は、やはりその混雜をさけ、そうしてその漁民の意のあるところをそこにおいて反映し、漁民にかわる仕事を行うことが代議員の性質でなければならぬ。ところがこれも出て行くが、家内も出て来いでは、これは要するに漁民の代表

昭和二十四年一月八日印刷

という代表の意義をなさないことにならぬのではないか。でありますから、私も修正をいたしますならば、おそらくこれに對しまして各委員が賛成であると思ふのであります。ゆゑに修正をして、あるいは三十人以上とか、あなたの方で五十八人が――私は二十人以上と申し上げるが、あなたの方で五十八人と主張されるならば、その中間をとつて三十人以上といふふうな議案を訂正されたらどうか。なおそれではこれを委員長にお尋ねをいたすのであります。が、大体この法案に對しましては、少し不備なところがあつても、これは今月、あるいは明日か明後日においてこれをあげようといふお考えなんでありましようか。あまり論議をかなんとかいふことをいたしておるよりも、かういふような点に對してわかり切つたやうな問題は、あるいは提案者であるところの水産廳が、しからばこれをさらに三十人にするとかいふやうなことにいたされた方が非常にいいんじやないか、かういふふうに考へるのであります。私はより以上は申し上げません。どうかこの問題をかれこれ言つて論議を続け、修正をいたすといふやうなことはいたさないつもりでありますから、委員長も大体昨日でありましたかお話があつたように、大体これであけようといふやうなお考えであつたから、私もそれには同調いたしたのでありますから、なおもう一度局長の御意見を伺いたしたいと思います。

○西村委員長 この際私よりお答え申し上げておきます。局長のお心持は聞き通ります。局長のお心持は聞き通ります。委員に對しては修正ができるのでございますから、御修正を願いますことはいささかもかわないことと存じます。従いまして会期劈頭にお諮りいたしました通りに、あまりに長くなりますので、質疑は本日中をもつて打切ることにして御了解を願つたのであります。明日討論に入りますから、修正等の御意見がありましたら、討論の際に御修正の意思を御表明くださいます。そうして採決してあなたの御意見が通過するかしないかは各委員にお諮りを願ひたいと思ひます。従いまして局長の答弁はもう別段必要はないと存じますから、さよう御了承を願ひます。

○藤田説明員 ちよつと速記を止めて……。

○西村委員長 それでは速記を止めてください。

〔速記中止〕

○西村委員長 速記を始めてください。

別に発言ありませんので、水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案、漁業権等臨時措置法案に対する質疑はこれをもつて終了いたしました。本日の会議はこれをもつて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和二十四年一月十日発行

衆議院事務局

印刷局 印刷者